

平成十二年政令第二百四十六号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び消防組織法（昭和二十一年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。	目次
第一章 本省	第一節 秘書官（第一条）
第二節 内部部局等	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条—第十五条））	第三款 課の設置等（第二条—第十五条）
第二目 削除（大臣官房（第二十条—第二十六条）の設置等（第二条—第十五条））	第四款 行政評価局（第四十条—第四十四条）
第三目 行政管理局（第三十六条—第三十九条）	第五目 自治行政局（第四十五条—第五十四条）
第四目 行政評価局（第四十五条—第五十四条）	第六目 自治財政局（第五十五条—第六十一条）
第五目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第七目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）
第六目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）	第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）
第七目 統計局（第七十六条—第七十九条）	第九目 情報流通行政局（第七十六条—第八十九条）
第八目 総合通信基盤局（第九十条—第一百八十九条）	第十目 総合通信基盤局（第九十条—第一百八十九条）
第九目 政策統括官（第一百九十九条）	第十一目 統計局（第一百十一条—第一百十八条）
第十目 サイバーセキュリティ統括官（第一百二十一条）	第十二目 政策統括官（第一百二十二条）
第十三目 施設等機関（第一百二十六条—第一百三十二条）	第十四節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）
第十五節 審議会等（第一百二十一一条—第一百二十一条）	第五節 第五節

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）	第三款 課の設置等（第二条—第十五条）
第三款 課の設置等（第二条—第十五条）	第四款 行政評価局（第四十条—第四十四条）
第四款 行政評価局（第四十五条—第五十四条）	第五目 自治行政局（第四十五条—第五十四条）
第五目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第六目 自治財政局（第五十五条—第六十一条）
第六目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第七目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）
第七目 統計局（第七十六条—第七十九条）	第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）
第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）	第九目 情報流通行政局（第七十六条—第八十九条）
第九目 政策統括官（第一百九十九条）	第十一目 統計局（第一百十一条—第一百十八条）
第十目 サイバーセキュリティ統括官（第一百二十一条）	第十二目 政策統括官（第一百二十二条）
第十三目 施設等機関（第一百二十六条—第一百三十二条）	第十四節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）	第三款 課の設置等（第二条—第十五条）
第三款 課の設置等（第二条—第十五条）	第四款 行政評価局（第四十条—第四十四条）
第四款 行政評価局（第四十五条—第五十四条）	第五目 自治行政局（第四十五条—第五十四条）
第五目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第六目 自治財政局（第五十五条—第六十一条）
第六目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第七目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）
第七目 統計局（第七十六条—第七十九条）	第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）
第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）	第九目 情報流通行政局（第七十六条—第八十九条）
第九目 政策統括官（第一百九十九条）	第十一目 統計局（第一百十一条—第一百十八条）
第十目 サイバーセキュリティ統括官（第一百二十一条）	第十二目 政策統括官（第一百二十二条）
第十三目 施設等機関（第一百二十六条—第一百三十二条）	第十四節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）	第三款 課の設置等（第二条—第十五条）
第三款 課の設置等（第二条—第十五条）	第四款 行政評価局（第四十条—第四十四条）
第四款 行政評価局（第四十五条—第五十四条）	第五目 自治行政局（第四十五条—第五十四条）
第五目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第六目 自治財政局（第五十五条—第六十一条）
第六目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第七目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）
第七目 統計局（第七十六条—第七十九条）	第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）
第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）	第九目 情報流通行政局（第七十六条—第八十九条）
第九目 政策統括官（第一百九十九条）	第十一目 統計局（第一百十一条—第一百十八条）
第十目 サイバーセキュリティ統括官（第一百二十一条）	第十二目 政策統括官（第一百二十二条）
第十三目 施設等機関（第一百二十六条—第一百三十二条）	第十四節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）

- 六 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関すること。

七 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。

八 地方交付税に関すること。

九 地方債に関すること。

十 地方公共団体の財政資金の調達に関するあつせん、助言その他の協力に関すること。

十一 当せん金付証票に関すること。

十二 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。

十三 地方公共団体の経営する企業に関すること。

十四 地方公共団体の財務に關係のある事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。

十五 地方公共団体の財政の健全化に関すること。

十六 地方財政審議会の庶務（地方公務員共済組合分科会及び固定資産評価分科会に係るものを除く。）に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、地方財政に関すること。

十八 公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人に関すること。

（自治税務局の所掌事務）

第十九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、森林環境税及び特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）に係るものに関すること。

二 地方税制に関する国と地方公共団体及び地方政府、公共団体相互間の連絡調整に関すること。

三 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関する事務のうち地方税制に係るものに関すること。

四 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十条 国際戦略局は、次
ごと。

八 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

九 地方財政審議会固定資産評価分科会の庶務に関すること。

第十一條 情報流通行政

十二 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。
十三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(総合通信基盤局の所掌事務)
第十一條 総合通信基盤局は、

運営一般に関すること。
二十一 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。
郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる事務をつかさどる。

施設の設置及び使用の規律に関する事と放送に係るものにあっては、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限る)。

三　非常事態における重要通信の確保に関するもの

四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること（放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務を）をいう。

五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波用設備の取扱い。

六 電波が無線設備その他の中に及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
七 電波の利用の促進に関すること（国際戦略

八 除く。)。
分配された周波数の使用及び混信に関する
国際電気通信連合及び外国の主管庁等(国際

国際電気通信連合及び外国の主管庁等（国際電気通信連合憲章附属書に規定する主管庁又は事業体をいう。第九十九条第八号において

十五　国際戦略局等の所掌事務に関する統計に
関すること。

- 九 電波監理審議会の庶務に関すること。

（電波部の所掌に属するものを除く。）同項第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

（統計局の所掌事務）

第十三條 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に關すること。

二 二次的統計（各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第百十五条において同じ。）の作成に關すること（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に關すること。

四 統計局の情報システム及び次条第一号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に關すること。

五 前各号に掲げるものほか、統計の作成、研究及び提供に關すること（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

六 総務省において実施する統計調査の調整に關すること。

七 国立国会図書館支部総務省統計図書館に關すること。

第十四条 政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一 総務省の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること。

二 統計及び統計制度に關する次に掲げる事務（統計及び統計制度の発達及び改善に關する事項の企画及び立案に關すること。

口 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に關すること。

- ハ 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

二 國際統計事務の統括に関すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること（統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

（サイバーセキユリティ統括官の職務）

第十五条 サイバーセキユリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキユリティ（サイバーセキユリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキユリティをいう。第三号及び第八条第五項において同じ。）の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキユリティの確保に関する事務の統括に関すること。

（官房長） 第二款 特別な職の設置等

第十六条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（次長） 第十七条 国際戦略局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

（総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキユリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官）

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）サイバーセキユリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策立案総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策

- 立案の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 公文書監理官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

6 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要な事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

7 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官九人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房
(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、次の五課を置く。

会計課
企画課
総務課
秘書課
(秘書課の所掌事務)
政策評価広報課

第二十一条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事務。
二 総務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する事務。

- 五 総務省の機構及び定員に関すること。

六 恩給に関する連絡事務に関すること。

七 地方公共団体の人事のあつせんに関すること。

(総務課の所掌事務)

第二十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

 - 一 総務省の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 総務省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
 - 四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
 - 五 国会との連絡に関すること。
 - 六 総務省の保有する情報の公開に関すること。
 - 七 総務省の保有する個人情報の保護に関すること。
 - 八 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
 - 十 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
 - 十一 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
 - 十二 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関する事務（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
 - 十三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穩の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事務。
 - 十四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関する事務。

九 地方自治に係る法令案に関する意見について
関係部局の調整を図ること。

十 地方制度資料その他の地方行政に関する資料に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、自治行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 住民基本台帳制度に関すること。
- 二 番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。
- 三 電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名電子証明書及び同法第二十条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。
- 五 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 六 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。
(市町村課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るもの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 三 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するもの企画及び立案に関すること。
- 四 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局並びに行政課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること（市町村課、地域自立応援課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地方自治に関する調査及び研究に関すること。
- 五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局の調整を図ること（行政課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、地方公共団体が主体的に実施する事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
- 二 地方自治に係る国際協力に関する事務。

第五十条 公務員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員に関する制度の企画及び立案に關すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事務（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、公務員部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十二条 選挙課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公職選挙法及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 二 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 三 政党その他の政治団体に関する事務（政治資金課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前三号に掲げるもののほか、選挙部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十三条 (福利課の所掌事務)

第五十四条 福利課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員の厚生福利に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 二 地方公務員の安全衛生に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 三 地方団体関係団体の職員の年金制度の企画及び立案に關すること。
- 四 地方公務員の灾害補償に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 五 地方公務員の災害補償に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 六 地方公務員の災害補償に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 七 地方公務員の災害補償に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 八 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に關すること。
- 九 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の行う業務に關すること。
- 十 地方公務員災害補償基金の行う業務に關すること。

第五十五条 (選挙課の所掌事務)

第五十六条 選挙課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公職選挙法及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 二 地方公務員に関する制度の企画及び立案に關すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方公務員の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事務（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前二号に掲げるもののほか、公務員部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理課の所掌事務)

第五十三条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関する事務のうち地方財政のうち前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに関すること。

二 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。

三 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

四 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査及び一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票の執行経費に関すること。

五 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する統計に関すること。

六 中央選挙管理会の庶務に関すること。(政治資金課の所掌に属するものを除く。)

(政治資金課の所掌事務)

第五十四条 政治資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政治資金に関する制度の企画及び立案に関する事務。

二 政治団体の届出及び公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理並びに届出事項の公表に関する事。

三 政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表に関する事。

四 政党助成に関する事。(政党助成に関する法律(平成六年法律第二百六号)の規定により中央選挙管理会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)

(自治財政局に置く課)

第五十五条 自治財政局に、次の六課を置く。

- 財政課
- 交付税課
- 地方債課
- 公営企業課
- 調整課
- （自治財政局に置く課）

第五十六条 財政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （財政課の所掌事務）
- （財政課は、次に掲げる事務をつかさどる。）

一 自治財政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方財政に係るものに関すること。

三 地方財政に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。

四 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関すること(自治税務局及び他課の所掌に属するものを除く)。

五 地方交付税法第七条に規定する翌年度の地方公共団体の歳出歳入歳出総額の見込額に関すること。

六 特別交付税に関する企画及び立案に関すること。

七 地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定に関する事。

八 地方財政審議会の庶務(地方公務員共済組合分科会及び固定資産評価分科会に係るもの)を除く。)に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自治財政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調整課の所掌事務)

第五十七条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べる事務のうち地方財政に係るものに関する事。

二 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国との歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。

三 地方公共団体の手数料に関する事。

四 地方選挙管理会の庶務に関する事。

五 政府助成に関する事。

六 地方選挙管理会の庶務に関する事。

七 政治資金に関する事。

八 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関する事。

九 地方公共団体が行う公営競技の経営に対する技術的助言に関する事。

十 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般に関する事。

七 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画が定められている地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関する事。

一 公営企業(地方公共団体の経営する企業をいう。以下同じ。)に関する制度の企画及び立案に関する事。

二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事。

三 公営企業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関する事。

四 公営企業の経営に関するあつせん、調停及び勧告に関する事。

五 公営企業の経営の健全化に関する事。

六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関する事。

七 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査で公営企業に係るものに関する事。

四 前二号に掲げるもののほか、地方交付税法の施行に関する事。(財政課の所掌に属するものを除く。)

(地方債課の所掌事務)

第五十九条 地方債課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方債に関する制度の企画及び立案に関する事。

二 地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事。(公営企業課の所掌に属するものを除く。)

三 地方債の発行の同意及び許可に関する基準のを除く。)

四 地方財政法第五条の三第十項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成に関する事。

五 地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事務の総括その他地方債に関する事務の処理に関する事。

六 地方公共団体の財政資金の調達に関するあつせん、助言その他の協力に関する事。

七 当せん金付証券に関する事。

八 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関する事。

九 地方公共団体が行う公営競技の経営に対する技術的助言に関する事。

十 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般に関する事。

(公営企業課の所掌事務)

第六十条 公営企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公営企業(地方公共団体の経営する企業をいう。以下同じ。)に関する制度の企画及び立案に関する基準に関する事。

二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事。

三 公営企業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関する事。

四 公営企業の経営に関するあつせん、調停及び勧告に関する事。

五 公営企業の経営の健全化に関する事。

六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関する事。

七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置並びに助言及び調査に関する事。

(財務調査課の所掌事務)

第六一条 財務調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体の財務に關係のある事務に関する資料の提出の要求及び助言に関する事。

二 地方公共団体の財政の健全化に関する事。

三 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査に関する事。(公営企業課の所掌に属するものを除く。)

四 地方財政に関する一般的な調査及び研究に関する事。

五 地方財政に関する統計に関する事。

六 地方財政の状況に関する報告に関する事。

七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置並びに助言及び調査に関する事。

八 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般に関する事。

九 地方公共団体が行う公営競技の経営に対する技術的助言に関する事。

十 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般に関する事。

(参考官の職務)
第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどり、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要な事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関するもの。(技術的政策に関するもの)(技術に関するもの)

二 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関するもの。

(企画課の所掌事務)
第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務(次条第三号に掲げるものを除く。)の総括に関する事務。

四 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条第一項、日本郵便株式会社法(平成十七年法律第二百号)第六十六条第一項及び郵便法(昭和二十二年法律第二百六十五号)第六十五条第一項の規定に基づく検査に関する事務。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関する事務。

六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関する事務。

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関する事務。

八 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関する事務。

九 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(郵便課の所掌事務)
第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち郵便事業に関するもの(前条第四号に掲げるものを除く。)。

二 郵便認証司に関する事務(前条第四号に掲げるものを除く。)。

三 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便に関する国際に関する事務。

六号)第九条に規定する電気通信事業の登録に関する事務。

四 電気通信事業法(平成百十七年第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務)。

五 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関する事務。

六 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

七 各種の電気通信事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

九 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十一 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十二 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十三 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十四 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十五 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十六 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十七 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十八 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十九 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十一 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十二 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十三 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十四 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十五 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

は、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に限る。次条第一号において同じ。)に関する技術的事項に関する事項(安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。)。

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する電気通信業の技術に係る事項に関する事項(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)。

三 安全・信頼性対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 印紙の売りさばきに関する業務に関する事務と(前条第四号に掲げるものを除く。)。

五 万国郵便連合その他の機関と連絡すること。及び総合的な政策(技術に関するもの)並びに企業及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものに関するものに関する事務。

六 情報の電磁的流通の規律及び振興に関するもの(技術的政策に関するもの)。

七 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関するものに関する事務。

八 情報の電磁的流通の規律及び振興に関するもの(技術的政策に関するもの)。

九 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十一 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十二 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十三 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十四 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十五 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十六 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十七 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十八 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

十九 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十一 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十二 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十三 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

二十四 各種の電気通信設備に係る事故に関する対策をつかさどる。

七 電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局並びに他課の所掌に属するものを除く）。

八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管部等との連絡に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、電波部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（基幹・衛星移動通信課の所掌事務）

第一百条 基幹・衛星移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 無線局に掲げるもの（国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

二 無線局免許等関係事務に関すること（情報流通行政局及び移動通信課の所掌に属するものを除く）。

三 無線局に係る電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く）。

四 電波法第二百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に関すること（無線に係るものに限る）。

（移動通信課の所掌事務）

第一百一条 移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること（情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

イ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの（自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハニーハンプル局に該当するものを除く）。

ロ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの（人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハニーハンプル局に該当するものを除く）。

ハ 電波法第五条第二項第二号に規定するア マチュア無線局

二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

二 統計研究研修所の組織及び運営一般に関すること。

（電波環境課の所掌事務）

第一百三条 電波環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

二 無線局の電波の発射の停止に関すること。

三 無線設備の機器の試験及び較正に関すること。

四 無線設備の機器の試験及び較正に関すること。

五 無線設備に関する基準・認証制度に関すること。

六 電波法第十条第一項に規定する無線設備等の検査又は点検の事業を行う者の登録に関すること。

三 独立行政法人統計センターの組織及び運営一般に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（事業所情報管理課の所掌事務）

第一百十二条 事業所情報管理課は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第八項に規定する事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報その他の統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関する事務をつかさどる。

（統計情報利用推進課の所掌事務）

第一百十三条 統計情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務。

四 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（国勢統計課の所掌事務）

第一百十六条 国勢統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国勢調査その他の人口に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

二 就業及び不就業の状態に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

三 住宅及び土地に関する統計調査の実施及び製表に関すること。

四 人口の推計に関すること。

（統計局に置く課等）

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののはか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

一 総務課

二 調査企画課

三 統計情報利用推進課

四 統計調査部に、次の四課を置く。

（統計情報システム管理官の職務）

第一百十四条 統計情報システム管理官は、統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

（統計企画課の所掌事務）

第一百十五条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関する事務。

三 二次的統計の作成に関する事務（国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く）。

（統計企画管理官等）

第一百十九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、統計調整官一人、国際統計管理官一人及び恩給管理官一人を置く。

（統計企画管理官の職務）

第二百条 統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、第四項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計審査官の職務）

第二百十一条 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつらさざる職務（第十四条第二号ロに掲げるものに限り、次項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計調整官の職務）

第二百十二条 統計調整官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、次項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計委員会の所掌事務）

第二百十三条 統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関する事務。

二 統計委員会の庶務に関する事務。

5 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ニに掲げるものに限る。）を助ける。
6 恩給管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第三号及び第四号に掲げるものに限る。）を助ける。

第十三回 サイバーセキュリティ統括官

（参考官）

第一百二十条 本省に、参考官一人を置く。

2 参考官は、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

第三節 審議会等

（設置）

第一百二十一回 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

1 恩給審査会

2 情報通信行政・郵政行政審議会

3 政策評価審議会

4 情報通信審議会

5 国立研究開発法人審議会

（恩給審査会）

第一百二十二回 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）の定めるところによる。

（政策評価審議会）

第一百二十三回 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

2 政策評価に関する基本的事項

3 各府省及びデジタル庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要な事項

4 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視に関する重要な事項

5 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づく

きその権限に属させられた事項を処理すること。

百九十二条の定めるところによる。

一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第四節 施設等機関

（設置）

第一百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

1 情報通信政策研究所

2 （自治大学校）

3 行政評価研究修所

4 北海道管区行政評価局

5 札幌市

6 北海道

7 青森県秋田県山形県福島県

8 埼玉県群馬県栃木県岩手県宮城県

9 茨城県千葉県東京

10 神奈川県新潟県

11 山梨県長野県岐阜県

12 富山県石川県愛知県三重県

13 静岡県

14 熊本県大分県宮崎県

15 熊本県佐賀県長崎県

16 福岡県大分県

17 福岡県

18 大阪府兵庫県奈良県

19 大阪府

20 石川県

21 岐阜県

22 滋賀県

23 京都府

24 岐阜県

25 滋賀県

26 長崎県

27 徳島県

28 高知県

29 鹿児島県

30 宮崎県

31 鹿児島県

32 鹿児島県

33 鹿児島県

34 鹿児島県

35 鹿児島県

36 鹿児島県

37 鹿児島県

38 鹿児島県

39 鹿児島県

40 鹿児島県

41 鹿児島県

43 鹿児島県

44 鹿児島県

45 鹿児島県

46 鹿児島県

47 鹿児島県

48 鹿児島県

49 鹿児島県

50 鹿児島県

51 鹿児島県

52 鹿児島県

53 鹿児島県

54 鹿児島県

55 鹿児島県

（管区行政評価局の名称、位置及び管轄区域）

（行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域）	
区域は、次のとおりとする。	（総合通信局の名称、位置及び管轄区域）
名称	位置
北海道総合	札幌
北海道	北海道
通信局	北海道
東北総合通	仙台
信局	宮城県仙台市
関東総合通	東京
信局	東京都東京市
北陸総合通	長野
信局	長野県長野市
信越総合通	新潟
信局	新潟県新潟市
東海総合通	岐阜
信局	岐阜県岐阜市
近畿総合通	大阪
信局	大阪府大阪市
四国総合通	高知
信局	高知県高知市
中国総合通	徳島
信局	徳島県徳島市
九州総合通	福岡
信局	福岡県福岡市
信局	熊本
信局	熊本県熊本市
信局	大分
信局	大分県大分市
信局	宮崎
信局	宮崎県宮崎市
信局	鹿児島
信局	鹿児島県鹿児島市

は、総務省令で別段の定めをすることができ
る。

（総合通信局の内部組織）

總務部

情報通信部

放送部

無線通信部

電波監理部

2 前項の規定にかかわらず、信越総合通信局及び北陸総合通信局にあつては放送部及び電波監理部を、北海道総合通信局及び四國総合通信局にあつては放送部を置かない。

3 前二項に定めるもののほか、総合通信局の内部組織は、総務省令で定める。

(沖縄総合通信事務所の位置及び管轄区域)

第二百四十条 沖縄総合通信事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

2 前項の規定にかかわらず、総務省設置法第二百四十二条第一項に定める事務のうち、電波の監視及び電波の質の是正、不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査、電波の質等の検査並びに電波の発射の停止に係るものに関する沖縄総合通信事務所の管轄区域については、総務省令で別段の定めをすることができる。

第二章 消防庁

第一节 特別な職

(次長)

第一百四十二条 消防庁に、審議官一人を置く。

(審議官)

第一百四十三条 消防庁に、国民保護・防災部を置く。

(国民保護・防災部の所掌事務)

第一百四十四条 国民保護・防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。

二 地方公共団体における消防の組織に関する制度のうち消防團に係るもの企画及び立案に関すること。

三 消防團員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する制度の企画及び立案に関すること。

六 消防団員の装備の基準に関すること。
七 人命の救助に関する制度の企画及び立案に
関すること。
八 人命の救助に係る活動の基準に関する
こと。
九 航空機による消防に関する制度の企画及び
立案にすること。
十 航空機による消防の活動の基準に関する
こと。
十一 消防統計及び消防情報に関するこ
十二 消防通信に関するこ
十三 消防の応援及び消防の支援並びに緊急消
防援助隊に関するこ
十四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二
百二十三号）、大規模地震対策特別措置法
（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害
対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六
号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の
推進に関する特別措置法（平成十四年法律第
九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首
都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法
律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務
に関する国と地方公共団体及び地方公共団体
相互間の連絡に関するこ
十五 國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭
和六十二年法律第九十三号）に基づく國際緊
急援助活動に関するこ
十六 消防庁の所掌事務に係る國際協力に
すること。
十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に
すること。
十八 大震火災その他の地震灾害に関する消防
上の対策に関するこ
十九 消防組織法第四十二条第二項の規定によ
る灾害の防御の措置の協定にすること。
二十 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三
号）第七条第六項の規定による水防計画の報
告及び同法第四十七条第一項の規定による水
防に関する報告に関するこ
二十一 消防庁の情報システムの整備及び管
理に関するこ

（課及び参事官の設置）

第二百四十五条 消防庁に、国民保護・防災部に置くもののはか、次の三課を置く。

2 総務課

消防・救急課

予防課

国民保護・防災部に、防災課及び参事官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

（総務課の所掌事務）

第二百四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 消防庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 恩給に関する連絡事務に関すること。
- 五 消防庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 消防庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に關すること。
- 九 消防庁の機構及び定員に関すること。
- 十 消防庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十一 消防庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十二 消防庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
- 十三 庁内の管理に関すること。
- 十四 広報に関すること。
- 十五 消防庁の保有する情報の公開に関すること。
- 十六 消防庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十七 消防庁の所掌事務に関する政策の評価すること。
- 十八 消防庁の行政の考査に關すること。
- 十九 消防制度及び消防準則の企画及び立案に關すること（国民保護・防災部並びに消防・救急課）。

救急課及び予防課の所掌に属するものを除く)。

二十一 消防制度及び消防準則の総括に関すること。

二十二 消防に関する表彰及び報償に関すること。

二十三 消防組織法第三十七条の規定による勧告、指導及び助言に関すること(国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に属するものを除く)。

二十四 消防に関する試験及び研究に関すること(国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に属するものを除く)。

二十五 消防大学校における事務のうち第五十二条第二項第七号に掲げるものに関すること。

二十六 消防審議会の庶務に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、消防庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(消防・救急課の所掌事務)

第一百四十七条 消防・救急課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体における消防の組織に関する制度(消防団に係るものと除く)の企画及び立案をつかさどる。

二 消防職員(消防吏員その他の職員をいう。以下同じ)の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する制度の企画及び立案に関する事。

三 消火の活動に関する制度の企画及び立案と。

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項に規定する消防用設備等の基準に関する事。

五 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事。

六 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、消防法に規定する事項に関する企画及び立案に属するものと。

八 消防思想の普及宣伝に関する事(消防・救急課の所掌に属するものを除く)。

九 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関するものを除く)。

四 消防に関する市街地の等級化に関する事。

五 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関する事。

六 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事。

七 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事。

八 消防に必要な人員及び施設の基準(消防団の装備の基準を除く)に関する事。

九 防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事。

十 消防吏員の階級並びに礼式及び服制並びに消防団員の礼式に関する基準に関する事。

十一 消防大学校の組織及び運営一般に関する事。

十二 救急業務に関する制度の企画及び立案に関する事。

十三 救急業務の基準に関する事。

十四 応急の手当に関する思想の普及宣伝に関する事。

(予防課の所掌事務)

第一百四十八条 予防課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事。

二 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事。

三 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事。

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項に規定する消防用設備等の基準に関する事。

五 消防の所掌事務に係るものと。

六 地方公共団体における消防の組織に関する制度(消防団に係るものと除く)の企画及び立案をつかさどる。

七 消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する制度の企画及び立案に関する事。

八 消防団の装備の基準に関する事。

九 消防団員等の公務災害補償等に関する事。

十 消防団員の階級及び服制に関する基準に関する事。

十一 消防統計及び消防情報に関する事。

十二 消防通信に関する事。

十三 消防の活動の基準に関する事。

十四 消防機による消防の活動の基準に関する事。

十五 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事。

十六 水防法第七条第六項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七条第一項の規定による水防に関する報告に関する事。

(防災課の所掌事務)

第一百四十九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事と並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事。

二 地方公共団体における消防の組織に関する制度のうち消防団に係るものと。

三 國際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動に関する事。

四 消防庁の所掌事務に係る国際協力に関する事。

五 一人命の救助に係る活動の基準に関する事。

六 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 前号に掲げる事務をつかさどる。

三 前二項に定めるものと。

四 消防庁長官の諮問に応じて消防に関する重要な事項を調査審議すること。

五 消防審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防庁長官の諮問に応じて消防に関する重要な事項に意見を述べること。

二 前号に掲げる事務をつかさどる。

三 前二項に定めるものと。

四 消防庁の所掌事務に係る国際協力に関する事。

五 消防団員等の公務災害補償等に関する事。

六 消防団員の階級及び服制に関する基準に関する事。

七 航空機による消防に関する制度の企画及び立案に関する事。

八 航空機による消防の活動の基準に関する事。

九 消防統計及び消防情報に関する事。

十 消防通信に関する事。

十一 消防の活動の基準に関する事。

十二 消防の応援及び消防の支援並びに緊急消防援助隊に関する事。

十三 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事。

十四 大震火災その他の地震災害に関する消防上の対策に関する事(国民保護・防災部の所掌に属するものと)。

十五 消防組織法第四十二条第二項の規定による。

一 消防法第三十五条の三の二第一項の規定により火災の原因の調査を行うこと。

二 消防法第十六条の三の二第四項の規定により危険物に係る流出等の事故の原因の調査を行うこと。

三 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うこと。

四 消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うこと。

(消防大学校)

第一百五十二条 消防庁に、消防大学校を置く。

一 消防大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 消防法第三十五条の三の二第一項の規定による。

三 消防法第三十五条の三の二第一項の規定による。

四 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

五 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

六 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

七 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

八 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

九 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十一 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十二 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十三 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十四 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十五 消防法第十六条の三の二第四項の規定による。

十六 水防法第七条第六項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七条第一項の規定による水防に関する報告に関する事。

令和 七年 三月	振興山村（山村振興法 律第六十四号）第七条第一項に規定する振興に関する事務	期限	五 消防法第十七条の二の四第一項の規定により同法第十七条の二第一項に規定する性能評価を行うこと。
			六 消防法第二十二条の十一第一項の規定により同法第二十二条の二第一項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第三項に規定する型式適合検定を行うこと。
令和 八年 三月	消防大学校の位置及び内部組織は、総務省令で定める。	附 則	七 災害時における消防の活動その他の消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行い、並びにその成果を普及すること。
			八 住民の自主的な防災組織を構成する者に対する消防に関する教育訓練に関し、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
令和 九年 三月	（施行期日）	第一 条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（大臣官房の所掌事務の特例）	九 消防大学校の位置及び内部組織は、総務省令で定める。
			十 附 則

令和 九年 三月	第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（大臣官房の所掌事務の特例）	第一 条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関する事務をつかさどる。）	第二 条 索引	三十 一日
令和 九年 三月	（施行期日）	第二 条 索引	第一 条 第二 条	三十 一日
令和 九年 三月	第三条 この政令は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。	第三条 この政令は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同一の事務をつかさどる。	第三 条	三十 一日
令和 九年 三月	第四条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。	第四 条	三十 一日
令和 九年 三月	第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	第五 条	三十 一日

令和 九年 三月	（自治行政局の所掌事務の特例）	第一 条 第二 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第三 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第四 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第五 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第六 条	三十 二

令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第一 条 第二 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第三 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第四 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第五 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治財政局の所掌事務の特例）	第六 条	三十 二

場合において、同条第一号中「及び特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税及び地方法人特別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人事業譲与税及び方法政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

半島振興対策実施地域（半島振興法昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第一 条 第二 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第三 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第四 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第五 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第六 条	三十 二

業税」とあるのは、「特別法人事業税及び地方法人特別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人事業譲与税及び方法政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）

令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第一 条 第二 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第三 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第四 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第五 条	三十 二
令和 九年 三月	（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）	第六 条	三十 二

定に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。

自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島が返還された日の属する年度の三月三十日までの間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の規定による特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率の算定及び通知に関する事務をつかさどる。

自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に関すること。

四 関すること。

関すること。

自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務、第二項に規定する事務並びに前項各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国との財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の規定による国との財政上の特別措置に関する事務をつかさどる。

（自治税務局企画課の所掌事務の特例）

第十五条 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。

2 前項各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第十七条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（恩給管理官の職務の特例）

第十九条 恩給管理官の職務は、第百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七条各号に掲げる事務を助ける。

（情報流通行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十条 情報流通行政・郵政行政審議会は、第百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）以下この条において「整備法」という。附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百五条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）、第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（附則（平成一五年三月二八日政令第八〇号）抄）

附則（平成一二年六月七日政令第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月二三日政令第三六一号）抄

（平成一二年六月二三日政令第三六一号）

（附則（平成一二年六月二三日政令第三六一号）抄）

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年一月二八日政令第三六〇号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年三月三一日政令第一三三号）抄</p> <p>この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年一一月二六日政令第四二七号）抄</p> <p>この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年一月二七日政令第九号）抄</p> <p>この政令は、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年一〇月一九日政令第二六二号）抄</p> <p>この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年一二月二六日政令第六号）抄</p> <p>この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年一月二七日政令第一九号）抄</p> <p>この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年一二月二六日政令第六五号）抄</p> <p>この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年三月八日政令第五四号）抄</p> <p>この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成二五年三月一五日政令第六五号）抄</p> <p>この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二五年三月二七日政令第八三号）抄</p> <p>この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二七年四月一〇日政令第五八号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二七年五月二〇日政令第八二号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（年金記録確認第三者委員会令の廃止）</p> <p>附 則 （平成二六年六月一三日政令第二一〇号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>

<p>2 年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第二百八十六号）は、廃止する。</p> <p>（年金記録確認中央第三者委員会等の委員の任期に関する経過措置）</p> <p>3 この政令の施行の日の前日において年金記録確認中央第三者委員会又は年金記録確認地方第三者委員会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p>
<p>附 則（平成二十七年七月一七日政令第二百三十八号）抄</p> <p>この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>○一号）抄</p> <p>この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条の規定並びに附則第七条、第八条及び第十条の規定並びに附則第十二条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十七条第二項及び第十八条第四項に係る部分に限る。）番号利用法の施行の日（平成二十七年十月五日）</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○二号）抄</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○三号）抄</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○四号）抄</p> <p>この政令は、平成二十八年三月三一日政令第一〇一（施行期日）</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○五号）抄</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>○六号）抄</p> <p>この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二八年六月三〇日政令第二百四八号）</p> <p>この政令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○七号）抄</p> <p>この政令は、平成三十年七月二十日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○八号）抄</p> <p>この政令は、平成三十年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○九号）抄</p> <p>この政令は、平成三十一年七月三十日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○一〇号）抄</p> <p>この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>○一一号）抄</p> <p>この政令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年八月二十日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二九年三月三一日政令第二百三三号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○一二号）抄</p> <p>この政令は、令和元年五月三一日政令第一六号）抄</p> <p>この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、令和元年十月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○一三号）抄</p> <p>この政令は、令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、令和元年十月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○一四号）抄</p> <p>この政令は、令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、令和元年十月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>○一五号）抄</p> <p>この政令は、令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年五月三一日政令第一七号）抄</p> <p>この政令は、令和元年十月一日から施行する。</p>

附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二条の改正規定並びに同令附則第二十三条第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三一日政令第一〇六号）抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略

六 第一条中地方税法施行令附則第三十九条及び第四十条の改正規定並びに第六条の規定産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則（令和三年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月三〇日政令第一八七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年六月三〇日政令第一八七号）抄

（施行期日）
この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）
この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附則（令和四年三月二十五日政令第九三号）抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月二十四日政令第二三三号）

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

附則（令和四年九月九日政令第三〇〇号）抄

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

附則（令和四年十一月二八日政令第三〇四号）抄

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日政令第一三二号）抄

この政令は、令和五年三月三日から施行する。

附則（令和五年七月五日政令第二二三四号）抄

この政令は、令和五年七月七日から施行する。

附則（令和六年二月七日政令第二二六号）抄

この政令は、令和六年二月七日から施行する。

附則（令和六年三月三〇日政令第一三九号）抄

この政令は、令和六年三月三日から施行する。

附則（令和六年四月二四日政令第一一七四号）抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年六月二八日政令第二三三号）抄

この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この政令は、令和六年七月五日から施行する。

新潟行政評価事務所	新潟市	新潟県
石川行政評価事務所	金沢市	石川県
兵庫行政評価事務所	神戸市	兵庫県
熊本行政評価事務所	熊本市	熊本県

別表（第一百三十七条関係）
神奈川行政評価事務所 東京行政評価事務所 東京都 横浜市 東京都 管轄区域
名称 位置